

PCR・抗原検査後、陽性と判定されてから療養終了まで

1) 外来診療

PCR・抗原検査を受けた後、検査結果がでるまでは不要不急の外出を控え、自宅待機を、お願いします。



2) 保健所で発生届を受理

検査結果は、検査を実施した医療機関から連絡があります。陽性だった方については、医療機関の医師から保健所へ発生届が提出されます。発生届を受理次第、保健所から対象の方へ連絡します。



3) 保健所から患者様へ連絡

感染症予防法に基づき、感染可能期間（他の人にうつしてしまうリスクのある期間）は、療養が必要なことの説明や現在の体調確認、濃厚接触者の特定のため、保健所から患者様へ電話連絡を行います。（携帯番号から連絡する場合があります。）

患者様が急増しているため、重症化リスクの低い方には自ら健康観察をお願いする旨を記載したSMSを送付します。また、医療機関に健康観察を受けられている方にもSMSを送付します。



4) 療養先の調整

初回の連絡でお聞きした情報を元に、療養先を総合的に判断します。入院は、重症者、宿泊療養は重症化リスクのある方が対象となり、それ以外の方は原則、「自宅療養」となります。自宅療養中は外出せず、保健所からの電話またはLINEによる定期的な体調確認等にご協力ください。



5) 療養先への移動

入院または宿泊療養と決まった方は、療養先が決まり次第、保健所から連絡します。感染拡大防止のため、療養先まで陰圧仕様車で移動していただきます。



6) 療養期間・療養終了の目安

療養開始時に、症状出現日を確認の上、療養終了の目安についてお知らせしています。療養終了のためには、『発症日から10日間経過し、且つ、症状軽快から72時間経過していること』が必要です。体調や症状によっては、発症日から10日経っていても、療養終了出来ず延長になる場合もあります。

なお、無症状患者の方は、『検査日から7日間経過』した時点で、療養が終了します。引き続き10日間を経過するまでは、検温等、ご自身で健康状態を確認してください。